

第3回閣僚級世界患者安全サミット

患者安全に関する東京宣言

(草案最終版)

(仮訳)

日本、ドイツ、英国により提唱された宣言で、（オーストラリア、ブルネイ、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、インドネシア、リトアニア、ルクセンブルグ、モンゴル、オマーン、ポーランド、カタール、南アフリカ、スロバキア、スリランカ、スイス、ベトナムおよびアジア開発銀行研究所（ADBI）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、世界銀行、世界保健機関（WHO）、患者安全ムーブメント財団（PSMF）、世界医師会（WMA）により確認された本宣言

患者安全に関する東京宣言は、WHO総会決議（WHA55.18（2002））において明確となつた方針に基づくものであり、参加国に対して「患者安全の問題に可能な限り目を向けること、患者安全及び医療の質の向上のために必要であり、科学的根拠に基づく制度を構築及び強化すること」を促すものである。

世界44ヶ国にわたる各国保健省からの政府高官からなる代表団、国際機関の代表者を含む約500人が、ドイツ、英国及びWHOの技術的な支援を得て、日本の厚生労働省が主催する第3回閣僚級患者安全サミットの参加者として、本日2018年4月13日及び14日に東京で一堂に会した。一連のサミットは英国及びドイツにより始められたものである。

我々は、地域的と同様、世界的にも、患者安全の問題に取り組むために、政府のトップレベルの政治的支援や気運を形成するビジョンとリーダーシップを歓迎する。ここで我々は、2030年までに、誰であろうと、どこに住んでいようと、医療制度を利用する間、全ての患者と人々に対する、避けうるすべての有害事象やリスクを遁減するため、患者安全の向上に向けた関与の必要性を再確認し、東京宣言を提言する。

安全でない医療ケアや避けうる有害事象は、防ぎ得たはずの人々の大きな苦しみの原因や、財政的にも相当な負担になるとともに、医療制度や政府への信頼の失墜にもつながることから、世界的に医療提供体制に対する重大な挑戦であることを認識する。

全ての医療段階、医療領域において、医療サービスを提供する基本要件として患者安全の促進と実行が必要であることを認識する。

患者安全は、医療制度がユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するための、また国際連合が定める持続可能な開発目標（SDGs）を達成するために不可欠な医療サービス提供の最も重要な構成要素の1つであると認識する。また、患者安全に関する制度やその実践は、持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けた医療が標準的に備えるべき重要な取組の1つとして世界各国で確立される必要があることを認識する。

急性期医療、プライマリ・ケアを含む外来医療並びに地域医療及び在宅医療において、世界的に総合的かつ人間中心のアプローチによる患者安全が必要なことを確認する。

医療及び社会的介護のあらゆる段階において高齢者特有の有害事象に対する脆弱性を鑑み、患者安全を保障する高齢化社会の特別なニーズがあることを認識する。

データ収集やサーベイランスから観察や通知、リスクの予測に至るまで、情報通信技術が果たす役割が、医療サービスの提供の安全性や質を向上させてきたことを確認する。

医療制度は国によって異なるが、患者安全への数多くの脅威は各国類似の原因や、解決策を有しており、情報の共有、患者安全に関する事案や安全な実践の推進から学ぶために、国や関係機関同士の協力が必要であることを確認する。

プライマリ・ケアを含むあらゆるレベルの医療施設で、患者安全を計測する確固としたシステムの重要性を強調する。

安全な医療を提供する能力があり、かつ思いやりのある医療従事者を育成するために、教育、継続的な訓練及び学習機会を設けることの重要性を認識する。一医療を安全に提供するためには、医療従事者の適切な労働環境が必要である。

安全で質の高い医療の提供や医療サービスのあらゆる側面（政策の策定、組織レベル、意思決定、健康に関する教育、自己のケア）において患者及び患者家族が参加することの重要性を認識する。

これまで、各国で努力してきたにもかかわらず、患者安全の達成に向けた歩みが遅すぎることが危惧されることから、世界的にも患者安全の向上にむけた進捗を加速させるために、より大きな関わりが必要である。

我々は以下のことを宣言する

世界各国において「患者安全に関するグローバルアクション」への高いレベルの政治的推進力を継続し、低・中所得国を含む世界各国と緊密に連携し、協力や学びを通じ、能力を強化するための関わりを確認する。我々はUHC達成に向け努力すると同時に、医療政策において患者安全を優先させる。

患者安全の向上を目的として、制度や診療における改革を実行していくため、プライマリ・ケアを提供する医療機関から高次医療機関に至るまで、公的及び民間双方の医療機関を支援し、改革の実行が可能となるようにすることを約束する。

リーダーシップやマネジメントにおける能力開発に取り組むことにより患者中心の医療を支援し、患者安全システムを強化し、安全で透明性の高い文化を創出し、患者安全分野において医療従事者を教育及び訓練し、患者及び患者家族の参加を促し、更には、効率性を高め、リスクに関する知識、ベストプラクティス及び成功例の共有により有害事象を最小化する。

被害を受けた患者及び患者家族、国際機関並びに他の主要な関係者と協力しながら、毎年9月17日を『世界患者安全の日』に定めることを含め、取組の可視化を進め、『患者安全に関するグローバルアクション』に取り組むことに努める。